

平成24年7月3日
全国被害者支援ネットワーク
専務理事 清野 功

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の導入による施策等への意見について

- 1 心情の意見陳述の対象者の範囲の拡大
被害者、被害者の遺族と親しく交流している場合等は、3親等、4親等、同棲、婚約者まで範囲を拡大してもよいのではないか。
- 2 被害者特定事項の秘匿制度
秘匿制度は、性被害者に対しては活用されていると思うが、そのほかの事件に関しては十分に利用されているとは言えないのではないか。
性被害以外の被害者・家族・遺族は、秘匿制度があることさえ分かっていないのが実情ではないかと思われる。
制度について情報提供するとともに、利用するかどうか確認することを被害者支援に関わる関係機関に周知徹底することが必要だと思う。
- 3 被害者等による公判記録の閲覧及び謄写の要件の緩和及び対象者の拡充
1と同様、被害者、被害者の遺族と親しく交流している場合等は、3親等、4親等、同棲、婚約者まで範囲を拡大してもよいと思う。
少年事件の審判記録を求めたら、1ページで、あまりに簡単過ぎて記録ではない、という被害者の声があった。少年事件とはいえ、事実が分かるようなものであって欲しい。
- 4 被害者参加制度
1と同様、被害者、被害者の遺族と親しく交流している場合等は、3親等、4親等、同棲、婚約者まで範囲を拡大してもよいと思う。
事件発生地（公判も当該都道府県）が被害者等の居住地と違って、被害者等が居住地の精通弁護士を希望した場合の弁護士に支払うべき旅費等の費用にどう対応すべきか、指導願いたい。
- 5 損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する制度
本制度の利用は、非常に少ないのではないか。

上記 1～5に共通する意見

これら制度は、いずれも被害者側からの申し出がなければ利用できない制度であるにも関わらず、被害者等への情報提供が不十分であると思う。国の機関、各被害者支援団体は、被害者等に対して確実に情報を提供し、被害者の意思を確認してほしいと考える。

6 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

被害者参加人の居住地から裁判所まで相当の交通費を要するので、旅費は支給するようにはしていただきたい。

7 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討

預貯金が150万円以下という要件は、利用者の範囲をあまりにも狭めるのではないか。

負債を有する場合は、預貯金と負債の相殺等について考慮してはどうか。